

## II 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(1) <b>海外投資等損失準備金</b> (措法55①⑨、68の43①⑧、改正法附則95①、111①)</p> <p>(措法55①、68の43①)</p>	<p>○ 準備金積立率について、次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr style="background-color: #FFFF00;"> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資源開発事業法人及び資源開発投資法人</td> <td style="text-align: center;">30%</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人</td> <td style="text-align: center;">70%</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	法人の区分	改正前	改正後	資源開発事業法人及び資源開発投資法人	30%	20%	資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人	70%	50%	<p>平30.4.1以後に取得する特定株式等について適用され、同日前に取得した特定株式等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
法人の区分	改正前	改正後									
資源開発事業法人及び資源開発投資法人	30%	20%									
資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人	70%	50%									
<p>(2) <b>新事業開拓事業者投資損失準備金</b> (措法55の2①、68の43の2①、改正法附則1十三ロ)</p>	<p>○ 認定期限が平成31年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>改正産業競争力強化法(平30.4.27現在審議中)の施行の日から施行されます。</p>									
<p>(3) <b>金属鉱業等鉱害防止準備金</b> (措法55の5①、68の44①)</p>	<p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>									
<p>(4) <b>特定災害防止準備金</b> (措法56③一・二、68の46③一・二、改正法附則95②、111②)</p> <p>(措法56①、68の46①)</p>	<p>○ 準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合及び特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合が追加されました。</p> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平30.4.1以後に確認を受ける場合におけるその確認を受ける日を含む事業年度分の法人税及び同日以後に許可を取り消される場合におけるその取り消される日を含む事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(5) <b>農業経営基盤強化準備金</b> (措法61の2①、68の64①、改正法附則96①、112①)</p> <p>(措規21の18の2①、改正措規附則24)</p> <p>(措法61の2③二、68の64③二、改正法附則96②、112②)</p>	<p>○ 対象法人から特定農業法人である農地所有適格法人(認定農地所有適格法人を除きます。)が除外されました。</p> <p>○ 対象となる交付金等から経営所得安定対策交付金が除外されました。</p> <p>○ 準備金の取崩し事由に次の場合が追加されるとともに、その取崩し金額が次に掲げる場合に依りそれぞれ次の金額とされました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 認定計画の定めるところにより農用地等(農用地並びに農業用の機械装置、器具備品、建物等、構築物及びソフトウェアをいいます。)の取得等をした場合 その農用地等の取</p>	<p>特定農業法人である農地所有適格法人が平30.4.1前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平30.4.1以後に交付を受ける交付金等について適用され、同日前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平30.4.1以後に農用地等の取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む事業年度分の法人税について適用されます。</p>									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法61の2①、68の64①)	<p>得価額相当額</p> <p>ロ 農用地等（農用地並びに農業用の機械装置、建物等及び構築物に限ります。）の取得等をした場合（上記イの場合を除きます。） その農用地等の取得価額相当額</p> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	—
(6) 農用地等を取付した 場合の課税の特例（措法 61の3①、68の65①、改 正法附則96②、112②）	○ 農業経営基盤強化準備金の取崩しによる益金算入額のうち 上記(5)ロの金額は、圧縮限度額の計算の基礎となる農業経営基 盤強化準備金の金額の益金算入額の対象から除外されました。	平30.4.1以後に農用地等の取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む事業年度分の法人税について適用されます。